

京都市告示第 118 号

介護保険法（以下「法」という。）第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者から、法第 78 条の 5 の規定に基づき、当該指定に係る事業所の廃止について、次のとおり届出がありました。

平成 19 年 6 月 29 日

京都市長 榎本 頼兼

事業所名称(介護 保険事業所番号)	事業所所在地	届出者	サービスの 種類	廃止年 月日
京北デイサービスセンター(2670700463)	右京区京北上中町宮ノ下22番地	社会福祉法人北桑会	認知症対応型通所介護	平成19年 4月30日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)